

議員定数等特別委員会

議員定数については、直接請求により平成18年4月に大村市議会議員定数条例の改廃請求がなされ、同年5月臨時会において議員定数等特別委員会に付託されました。その後、平成18年6月議会において、議員定数を25人とする修正案が可決成立しました。市民の皆様には、議会報の臨時号を発行するなどして、説明を行っていますので、同事項の報告は省略し、その後の議会改革についての検討結果を報告いたします。

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方分権型社会への転換が方向付けられ、その結果自己決定権と自己責任の拡大等に対応するため、地方議会の果たすべき役割はますます重要になってきています。平成17年12月の第28次地方制度調査会答申にも述べられているように、住民自治に根差した地方分権の進展を図る上で、議会の活性化はなお多くの課題が残されています。

当特別委員会としては、今後当面する検討課題として、「市民に開かれた議会を目指して」と「議会機能の強化」という2点にテーマを絞り調査検討を行いました。

～議会改革について～

1 市民に開かれた議会を目指して

- (1) 議会広報について
 - ・ 議会報及び議会ホームページについて
 - ・ 議会のテレビ放映について
- (2) 議会と市民の情報交換について
- (3) 委員会の公開について
- (4) 夜間・土曜議会の開催について
- (5) その他
 - ・ 一般質問通告の見直しについて
 - ・ 議会用語の見直しについて

2 議会機能の強化について

- (1) 議会の議決事件の拡大について
- (2) 一般質問の方法について
- (3) 常任委員会の所管事務調査の活用について
- (4) 委員会のあり方について
 - ・ 予算、決算特別委員会の設置について
 - ・ 常任委員会の開催方法について
- (5) 会議規則・委員会条例等の改正について

3 その他

- ・ 政務調査費について

**市街地再開発事業
調査特別委員会**

委員会設置当時の大村市の財政は危機的状況にあり、平成15年11月には「大村市財政健全化計画」が策定されました。そのような中、当該事業に対して20億もの市負担を行うことが公表され、この負担額の妥当性について、延15回の委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。

この中途において、財政健全化計画の見直しが行われ、協調補助のみの財政負担、2階部分保留床

の購入が白紙となるなど、市街地再開発事業の大幅な見直しが見え、その上で平成18年5月に「第二次大村市財政健全化計画」が公表されました。平成17年11月に公表された「第四次大村市行政改革大綱」とともに、当面は準用財政再建団体転落回避ができる見通しが立った状況となり、これ以上、本特別委員会での協議の必要性はないものと判断をいたしました。

今後は、大村市財政の健全化、効率化、適正化を十分に図りながら、新たな施策の取り組みについて、市当局の最大限の努力を期待するものです。

**大村市財政
健全化特別委員会**

本特別委員会は、準用財政再建団体転落を回避すべく、健全化計画の内容の精査研究と、これに伴う各部各課の取組みについて延22回の調査を行い、議会として、市当局への指摘、要望等を行うことによつて、「準用財政再建団体」への転落回避へ向けた、計画の早期見直しを実現させることができました。

しかしながら、歳入に占める税収の伸び悩みや国の三位一体改革による交付税の減額は、財政当局の予想を超える厳しいものになる可能性もあり、予断の許されない状況であることは確かであり、特別委員会がこの報告によつて終了するのではなく、今後も議会として監視を怠らず、必要に応じて特別委員会等を設置して、取り組んでいく必要があると考えます。

今後は、「第四次大村市行政改革大綱」により、さらなる改革と大村市財政の健全化、効率化、適正化が十分に図られるよう、市当局の最大限の努力と英断を期待するものです。